

平成20年度税制改正に関する要望書

はじめに

わが国経済の現状は、回復軌道にある一方で、多くの中小企業にとっては、景気回復の実感が伴わない状況が続いております。

また、子や孫の世代に負担の先送りをしない財政の健全化に向けた取組みは、わが国にとって喫緊の課題であり、政府・与党は、税体系の抜本改革も視野に入れながら、平成23年度までに基礎的財政収支の黒字化を目指しております。

こうした状況の中にあつて、政府・与党におかれましては、平成19年度改正で、「減価償却制度の見直し」や「資本金1億円以下の特定同族会社の留保金への課税の廃止」など企業の成長・発展に寄与する大きな改正を行っていただきました。この点は、高く評価するところであり、深く感謝を申し上げます。

その一方で、「中小企業の事業承継に関する税制」や「特殊支配同族会社における役員給与の損金不算入制度」については、一部改正が行われたものの、依然として大きな課題は残されたままとなっております。平成20年度におきましても、中小企業の活性化の観点からの見直しが行われるようお願い申し上げます。

なお、横浜商工会議所では、本年6月から7月にかけて、会員向けに税制改正に関するアンケート調査を実施しました。その結果、会社法や会計制度との関係で齟齬が見られるようになってきた法人税や地方自治体の財源確保を理由に見直しが遅れている地方税の分野を中心に、多くの会員が不満を抱いていることが明らかとなりました。このほか、企業の財務体質の強化や競争力の強化の観点から、法人実効税率の引下げを求める意見や地域経済社会の活力維持の観点から、少子高齢社会にふさわしい新たな税制の創設を求める意見なども数多く寄せられております。

以上のようなことから、平成20年度税制改正に向けて、横浜商工会議所では、次の項目を重点的に要望いたします。

1 中小企業の事業承継を円滑に進める観点から、包括的な事業承継税制を確立すること

わが国では、中小企業の事業承継に関する税制として、一定の条件のもとに、自社株を相続する場合に相続税の課税価格を10%軽減する制度等が設けられておりますが、欧州諸国の制度と比較すると不十分であるといわざるを得ません。

そもそもすべての事業用資産は、企業が継続していくための重要な基盤であり、そこに課税することは、経営の承継による事業の継続・発展を阻害し、長い間にわたり築き上げてきた経営ノウハウや技術、

雇用機会を喪失させるなど、わが国経済にとっても大きなマイナスであります。

本年6月には、事業承継税制の抜本的拡充を中心とする『中小企業の事業承継の円滑化に向けた提言』が自民党の経済産業部会から公表されました。当所としてもこの提言を積極的に支持するものであります。

そこで、欧州諸国並みに、一定の期間の事業継続・雇用確保を要件として、事業用資産における相続税の80%以上の軽減措置の導入など、事業を継続する者の相続税負担の減免を図る包括的な事業承継税制を確立されるよう要望いたします。

また、営業権をはじめとする非上場株式等の評価についても、評価基準の明確化など、必要な見直しが行われるよう要望いたします。

なお、事業承継税制の導入に際しては、高度な技術を有する企業などに対象を限定するのではなく、すべての中小企業を対象とされるよう要望いたします。

2 特殊支配同族会社の役員給与については、損金不算入制度の廃止を含め、抜本的な見直しを行うこと

平成18年度税制改正による本制度は、会社の経費の適正化を図ろうとするものであると説明されて導入されましたが、役員給与は既に会社から資金流失しているにもかかわらず、更に会社に課税することは、課税理論上問題であります。

こうした当所をはじめ関係方面からの指摘を受けて、平成19年度税制改正では、国民への明確な説明がない中で、適用除外となる基準所得金額が引上げられましたが、このままでは、要件操作によって特殊支配同族会社から外れることも可能であり、根本的な問題の解決にはなりません。

このようなことから、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度については廃止を含め、抜本的な見直しが行われるよう要望いたします。

※特殊支配同族会社：同族株主が90%以上で、かつ、常務する役員の過半数を同族が占める会社

3 利益連動給与の損金算入をすべての会社に認めること

経済の国際化等により、業績連動型役員報酬の考え方が出現し、これに対応して、会社法においてもこれを制度化し、会計処理基準も役員報酬・賞与は、費用処理が適当との考え方に基づいて改正が行わ

れてきております。

こうした流れがある中で、平成18年度に改正された法人税法では、恣意性の排除を理由に、利益連動給与(業績連動型の役員給与)については、有価証券報告書を作成する非同族会社に限って損金算入を認めたものの、それ以外の法人は損金算入できないことになっております。

そこで、現行の利益連動給与の適用要件を緩和するなどして、すべての会社に損金算入できる機会を与えられるよう要望いたします。

4 消費税の簡易課税制度の選択は、申告時にできるよ うにすること

簡易課税制度は、小規模事業者に対する限定的な特例制度として一定の役割を果たしてきており、また、課税売上高の上限が大幅に引下げられたことにより、いわゆる益税問題はほぼ解消されたと考えられます。

そこで、現在、簡易課税事業者の判定は、前々事業年度の課税売上高を基準とする基準期間制度をとっておりますが、特に、小規模事業者の納税事務の負担軽減や税務行政の円滑な遂行を図る観点から、簡易課税制度の選択は、申告時に行うことができる制度に見直されるよう要望いたします。

5 法人実効税率引下げの方向性を示すこと

日本企業の国際競争力の確保はもとより、高い経済成長の実現による自然増収の極大化を目指す観点からも、法人実効税率のさらなる引下げが望まれます。

特に、国際的に見ても、わが国の場合、地方における法人住民税や法人事業税の税負担が重いものになっております。

そこで、税体系の抜本的な改革案が政府・与党で取りまとめられる際には、地方法人二税を含めた法人実効税率引下げの方向性が盛り込まれますよう要望いたします。

6 退職給与引当金制度や賞与引当金制度は復活させる こと

平成10年に賞与引当金が、平成14年には、連結納税制度の創設に伴い退職給付引当金の計上が経過期間を経て廃止されましたが、退職金や賞与を支払う法人に退職給付債務や賞与支払債務が存在することは事実であり、このような債務の発生金額を適時適切に損金として処理することができなければ、法人所得は正しいものとはなりません。

他方、会社法では、会計参与制度が導入され、計算書類を作成するにあたって拠ることとなる「中小企業の会計に関する指針」では、「当期の負担に属する金額を当期の費用に計上しなければならない」としております。

このようなことから、退職給付引当金制度や賞与引当金制度は復活をされるよう要望いたします。

7 貸倒損失・貸倒引当金に関する税務処理は企業会計基準等との整合性を図ること

企業会計では、不良債権が発生した場合、将来の取り立て不能見込み額を貸倒引当金として計上する必要があり、他方、法人税法は課税対象となる所得が過少に計算されることのないよう償却できる基準を厳格にしています。このため、銀行の自己査定等で実質破たん先となったものであっても、税法では、法的整理や担保処理などにより損失が最終的に確定するまでは、有税償却を余儀なくされているのが実情であります。

そこで、貸倒損失・貸倒引当金の税務処理は、企業会計基準や中小企業の会計に関する指針に合わせたものとするよう要望いたします。

8 減価償却制度の更なる見直しを行うこと

減価償却制度については、平成19年度税制改正で、残存価格や償却可能限度額の撤廃などの大幅な見直しが行われましたが、平成20年度税制改正では、法定耐用年数区分の簡素化並びに法定耐用年数の短縮特例制度の承認基準の合理化・手続きの簡素化等が図られますよう要望いたします。

また、資本金1億円以下の中小企業には、少額減価償却資産特例制度があります。この制度は、中小企業の設備投資の促進に寄与するものであることから、適用期限を更に延長されるよう要望いたします。

9 欠損金の繰越控除期間と繰戻し還付期間を延長すること

企業は、本来、継続を前提として存在しており、営業年度は、人為的に区切ったものにすぎないことから、損失も利益も一体連続のものと理解されております。

にもかかわらず、わが国の場合、平成16年度税制改正により、欠損金の繰越控除期間は5年間から7年間に延長されたところですが、欠損金の繰戻し還付制度は、歳入不足を理由に、設立5年以内の中小企業等を除いて適用停止となっております。

参考までに、アメリカでは20年間の繰越控除と2年間の繰戻し還付が、イギリスやドイツでは無期限の繰越控除と1年間の繰戻し還付が認められております。

このようなことから、わが国においても、欠損金の繰越控除期間のさらなる延長と繰戻し還付の凍結解除・期間の延長をお認めいただくよう要望いたします。

なお、仮に、繰戻し還付制度が平成20年度も適用停止となる場合には、事業基盤が脆弱な創業間もない中小・ベンチャー企業の資金繰り難を緩和する観点から、欠損金の繰戻し還付措置の適用期限を更に延長されるよう要望いたします。

10 固定資産税の仕組みを見直すこと

横浜市域では、地価の上昇傾向がみられることから、土地にかかる固定資産税の負担増を懸念する声が出てきております。また、建物にかかる固定資産税については、再建築価格方式によって算出されていることから、建築後の年数が経過しても評価額が下がらないといった問題があります。さらに、償却資産にかかる固定資産税の免税点は、現在150万円となっておりますが、この免税点は平成3年に定められ、15年以上が経過しております。設備投資は堅調になりつつありますが、設備投資に前向きな企業に過重な負担を強いている場合が少なくありません。

そこで、以下の点について見直しをされるよう要望いたします。

- ①建物の評価基準については、経済的耐用年数を重視した基準に見直すこと
- ②非住宅用地にかかる固定資産税については、負担の適正化・均衡化を図る観点から、負担水準の上限70%を60%に引下げること
- ③償却資産を課税客体とするケースは、国際的に見ても異例であることから、日本企業の国際競争力の強化の観点から、非課税とすること

なお、直ちに非課税とすることができない場合には、ア)免税点の150万円を大幅に引上げること、イ)

償却年数を過ぎた生産財は非課税とすること

11 事業所税は廃止すること

平成15年度税制改正により、新增設にかかる事業所税は廃止されておりますが、事業所の床面積と給与支払額を課税対象とする事業にかかる事業所税は、依然として存続しております。

特に、従業員を採用すればするほど(給与を多く支払えば支払うほど)、事業主は多くの税金を納めなければならないと、また、申告業務も煩雑であるために、当所には廃止を求める声が数多く寄せられております。

そこで、事業にかかる事業所税も速やかに廃止されるよう要望いたします。

12 交際費等の損金不算入制度は廃止すること

平成18年度税制改正により、一定の条件ながら、1人あたり5,000円以下の飲食費が損金算入できるようになりましたが、現行の交際費等には、社会通念上当然に支出されるべき慶弔費のほか、売上げ増加に直接寄与するものや有用な情報収集のために必要不可欠なものが含まれております。

交際費課税の趣旨は、冗費の抑制といわれておりますが、不必要な支出は、企業自らが進んで抑制をしてきていることから、もはや課税されることの事由は見出せません。

そこで、交際費等の損金不算入制度は、廃止をされるよう要望いたします。

13 高齢者雇用促進のための優遇税制措置を創設すること

平成18年4月より65歳までの雇用確保措置の導入が事業主に義務付けられました。高齢者雇用継続基本給付金などの助成金制度も導入されてはおりますが、賃金の額や雇用保険の被保険者期間等の面で一定の制約があるなど、わかりにくいものとなっております。

また、働く意欲と能力のある高齢者が着実に増え続けているにもかかわらず、65歳までの継続雇用が進んでいないとの声も聞かれます。

このようなことから、事業主がメリットを感じるような税額控除制度を設けるなどして、税制面からも、企

業における高齢者雇用の取組みを後押しされるよう要望いたします。

14 少子化対策・子育て家庭を支援すること

少子化対策で大きな成果を上げているフランスと同じような取組みをわが国で実施すると、最低でも約 6.9 兆円もの財源が必要(平成19年 4 月 25 日開催の経済財政諮問会議提出資料より)とのことでありますが、わが国にとって、第二次ベビーブーマー世代が 30 代前半にさしかかる 2010 年までの期間は特に重要な時期であり、少子化対策を集中的に講じる必要があります。

特に、年収400万円未満の世帯において子供のいない割合が他の層よりも高いとの指摘(平成17年国民生活白書より)もあることから、低所得の世帯に重きを置いた経済的な支援を強化すべきであります。

既に、与野党の中からは、児童手当の拡充を求める声が上がっていることから、この児童手当とのバランスの中で、新たな税額控除制度を創設されるよう要望いたします。

15 自動車取得税の廃止などの見直しを行うこと

平成元年の消費税創設に伴い、従来の物品税は廃止されたにもかかわらず、自動車取得税は、地方における道路整備のための貴重な財源となっていることから存続し、結果として、自動車購入時には、消費税と自動車取得税とが二重に課税される状況が続いております。また、ガソリンには、揮発油税そのものに消費税が課されているという、タックスオンタックスになっております。

そこで、自動車取得税の廃止を含む自動車の取得・保有・走行にかかわる9種類の税(自動車関係諸税)の簡素化、タックスオンタックスの解消など、納税者の納得・理解が得られるような形で見直しが行われるよう要望いたします。